

# 質問回答書

令和6年12月25日

各位

|     |         |
|-----|---------|
| 担当課 | 教育企画総務課 |
|-----|---------|

|    |                          |
|----|--------------------------|
| 件名 | 倉敷市立倉敷東小学校ほか101施設で使用する電気 |
|----|--------------------------|

仕様書等に対する質問事項に対しては、下記のとおり回答する。（各者統合）

| 番号 | 項目    | 質問内容  | 回答  |
|----|-------|---|---|
| 1  | 仕様書   | 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。  | 1施設の電気料金のお支払いを分担して支払うことはありません。                                      |
| 2  | 仕様書   | 1. 仕様書2(8)カ;「電力供給側の事故や災害により、対象施設への電力供給が停止した場合には、他の電気事業者からの電力を確保すること等により、業務に支障が生じることのないようにすること。」とありますが、<br>小売電気事業者が調達した電源が事故等により電源不足となった場合のバックアップ体制は整備しておりますが、<br>一般送配電事業者が管理・運営している送配電線の事故による対象施設への電力供給停止の復旧は、一般送配電事業者(=中国電力ネットワーク)の責任において実施すべき事象なので、今回入札仕様の対象外という理解でよろしいですね。 | ご認識のとおりです。  |
| 3  | 仕様書   | 請求の際には、請求書のほかに、施設ごとに内訳(使用電力量、単価、料金、最大需要電力、力率、契約電力等)を添付することとありますが、弊社の請求書には、使用電力量、料金、力率、契約電力量のみ記載となります。ご了承いただけますか。  | 請求書に単価・最大需要電力が記載されていない場合、別途報告をいただく必要があります。方法に関しては、協議させていただくことになります。 |
| 4  | 入札説明書 | 郵送にて入札書を提出する場合、1回目の入札書のみ送付させて頂く事で、2回目の入札は辞退としてみなされるという認識でよろしいですか。   | ご認識のとおりです。  |
| 5  | 入札説明書 | 入札説明書6.(4)イ;「入札書を郵便で提出する場合は、入札回数に相応する3通の入札書を作成し、封印する」とありますが、2回目以降の入札を辞退することはできますか？ その場合、辞退届を封印せずに提出すれば良いですか？  | 番号4の回答のとおりです。   |

| 番号 | 項目    | 質問内容  | 回答   |
|----|-------|---|--|
| 6  | 入札説明書 | 入札説明書6.(4)イ;「入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する」とありますが、「簡易書留」も含まれますか?  | 簡易書留も含まれます。  |
| 7  | 入札説明書 | 入札金額の積算に伴う端数処理については、下記のとおりとしてよろしいですか。<br>・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点第3位を四捨五入、小数点以下第2位まで保持する。<br>・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切捨てる。)   | 基本料金と電力量料金の端数処理の指定はありません。それぞれの合計の端数処理は入札附属書のとおりです。また、月別合計金額の端数処理は、ご認識のとおりです。                           |
| 8  | 入札説明書 | 入札価格の算定にあたって、燃料費等調整額は応札価格へ含めない認識でよろしいですか。   | ご認識のとおりです。   |
| 9  | 入札説明書 | ・上記(番号8)の認識に相違がない場合、供給期間中において燃料費等調整を行わない(燃料費等調整額を請求しない)メニューでの応札は可能でしょうか。<br>・(上記が可能な場合)燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者は決定されます。一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される(燃料費等調整自体がない場合もある)ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。 | 毎月の電気料金の算定においては、仕様書2(8)オのとおりであるため、燃料費調整を行わないメニューでの入札はできません。<br>なお、燃料費等調整額は、契約書(案)第10条第3項により算定するものとします。 |
| 10 | 契約関係  | 弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。   | 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算出については、契約書(案)第10条第3項及び第4項のとおりです。  |
| 11 | 契約関係  | 中国電力が2025年4月より燃料調整費の算出見直しがございますが、見直し後の算出を適用してよろしいでしょうか。   | 契約書(案)第10条第3項のとおりですので、ご認識のとおりです。   |
| 12 | 契約関係  | 仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について、落札後に協議いただくことは可能ですか。   | 入札説明書、仕様書、入札書、入札附属書及び質問回答書を逸脱しない範囲での協議は可能です。   |

| 番号 | 項目   | 質問内容   | 回答  |
|----|------|--|---|
| 13 | 契約関係 | 仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。                      | 認められません。定めのない事項については、仕様書2(8)ク、契約書(案)第15条のとおりです。                             |
| 14 | 契約関係 | 契約書(案)第2条 契約金額では税抜単価を記載する様式となっておりますが、入札説明書6(9)契約方法より、消費税及び地方消費税の額を含む額で料金を算出する旨を契約書に明示する事で、税込単価での契約締結は可能という認識で相違ありませんか。   | ご認識のとおりです。  |
| 15 | 契約関係 | 契約書(案)の第2条に関しまして、契約時の単価は税抜きの記載がございますが、税込単価で契約することは可能でしょうか。税込単価での契約が不可能な場合に、税抜き単価算出時の端数処理方法に指定がございますでしょうか。また、税抜き単価でのご契約となった場合でも、請求時の算定は税込単価にて行わせていただきますがご了承いただけますでしょうか。 | 番号14の回答のとおりです。  |
| 16 | 契約関係 | 契約書に以下の文言を追加させていただきますか。<br>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。  | 文言の追加はできません。  |
| 17 | 契約関係 | 消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の理由での契約単価変更には応じる旨の内容を記載いただけますでしょうか。  | 契約書(案)第2条第2項に基づいて協議させていただきます。については、文言の追加はできません。                             |
| 18 | 契約関係 | 仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか  | 入札説明書3(4)のとおり、公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていなければ、本入札は成立します。 |

| 番号 | 項目   | 質問内容   | 回答  |
|----|------|--|---|
| 19 | 契約関係 | <p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>  | <p>支払期日については、契約書(案)第11条2項のとおりです。</p> <p>については、契約書の変更は出来ません。</p> |
| 20 | 契約関係 | <p>延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>  | <p>遅延利息については、契約書(案)第11条3項のとおりです。</p> <p>については、契約書の変更は出来ません。</p> |
| 21 | 契約関係 | <p>契約書(案)第11条3項に、「ただし、その金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。</p> | <p>番号20の回答のとおりです。</p> <p>については、契約書の変更はできません。</p>                |

**【問い合わせ先】**

倉敷市教育委員会 教育企画総務課  
 TEL: 086-426-3805 FAX: 086-421-6018  
 e-mail: eduadm@city.kurashiki.okayama.jp